

見積参考資料

佐川町

(金抜)

7 災 第16号

高知県 高岡郡佐川町 丙

町道旧国道 3 3 号線 道路災害復旧工事 実施設計書

作業区分 請負

完成期限 令和 8年 3月31日

工種区分 道路改良工事

施工地域区分 一般交通影響有り (2)

令和 7年 8月27日 積算単価適用

単価適用地区 中央西土木事務所 2 地区(中部地区)

繰越手続予定。繰越承認されたときの標準工事日数 2 3 0 日

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するものではない。
- ・入札においては「見積参考資料」に記載された事項を最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違いがある場合においても、入札の公正性が確保される範囲で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項については、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の規定に基づき、協議を行う場合がある。

特記仕様書

第1条 土木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この限りではない。

第2条 環境物品等の調達推進（グリーン購入法）

1 本工事において「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法令に照らして合法的なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査職員に説明すること。

注1：県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2：県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木製型枠の使用について

1 木製型枠とは、杉、檜の間伐材等を板材に加工したものと栈木を組み合わせて作成した型枠（以下「木製型枠」という。）をいう。また、一般型枠とは、鋼材または、合板で作成した型枠（以下「一般型枠」という。）をいう。

2 設計図書等に「木製型枠」と明示している構造物は、木製型枠を標準的に使用すること。

3 高知県内産材を用いて木製型枠を製造する事業所は、高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材利用推進課のページに掲載

しているので参考にすること。

なお、県外産材で製作した木製型枠を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載し監督職員の確認を受けること。

4 木製型枠は、型枠の現場搬入時から型枠組立、型枠脱型までの施工期間中に現場で木製型枠であることの確認を受けなければならない。確認の方法については、県産材で製作した型枠及び県産材材料には製造者が証明（スタンプ等）を行っているため、その箇所を工事監督職員に提示することで確認とする。

5 木製型枠を使用できない事由があり、一般型枠を使用する場合も、その使用理由を施工計画書の打ち合わせ事項に記載すること。ただし、その場合は一般型枠への設計変更を行う。

6 受注者は、発注者が行う木製型枠に関する調査に協力しなければならない。

第5条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査について

1 本工事の受注者は、木材の利用の有無を問わず「木材等を使用した公共土木施設の実績調査表」を作成し提出しなければならない。

なお、調査表の作成要領、提出は以下のとおりとする。

2 調査表の作成要領、提出について

- (1) 調査様式（木材・木製型枠・木製看板を利用した公共土木工事実績調査表）、を高知県ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/>）林業振興・環境部木材利用推進課のページから、ダウンロードする。
- (2) 記載要領を参考に必要事項を調査様式に記入し、電子納品物に格納し提出する。なお、紙納品の場合は、工事管理資料とは別にCD-R等に納めて工事完成後7日以内に監督職員へ提出すること。

第6条 工事現場における県内産木材の木製品使用について

1 受注者は、工事請負金額（消費税含む）が250万円以上の場合、「高知県産材利用推進方針」の行動計画に基づき、仮設備や保安施設等の工事に用仮設に関する資材は以下の通り、木製品を使用しなければならない。

ただし、これらに関する経費は諸経費に含むものとする。

(1) ア～オの資材のうち、いずれかに必ず木製品を使用すること。

ア 掲示板（現場組織表、緊急連絡先など公衆に知らせるため設置するもの）

イ 工事看板（1ヶ所以上）

ウ バリケード（1品以上）

エ 木製クッションドラム（1品以上）

オ 交通安全管理等の標示板

特記仕様書

ただし、供用中の道路に係る工事の施工に用いる交通安全管理用標示板の様式仕様等（形態、寸法、色彩ほか）は、「道路工事の安全施設設置要領（案）」（平成8年3月）に準拠すること。

(2) 上記1の資材を必要としない工事、委託業務については、その旨を施工計画書に記載し監督職員の確認を得ること。

その場合は、上記1以外の仮設備、保安施設等の工事に用いた資材で木製品をできるだけ1品以上使用すること

例：現場事務所の棚、机、靴箱、ベンチ等

注1：木製品とは、県内産木材で作成した製品または県内産木材の板材を受注者が加工したものとする。

注2：別工事で購入（加工）した木製品の使用も可とする。

注3：使用する木製品については、施工計画打ち合わせ時に監督職員に報告すること。

注4：県内産木材使用（納入）証明書は必要としないが、木製品の写真を工事写真に納めること。

第7条 個人情報の保護について

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取扱いについては、佐川町個人情報保護条例を遵守すること。

第8条 ダンプトラック等による過積載の防止について

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着者等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等に当たって、下請け業者及び資材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第9条 軽油単価の適正な運用について

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第10条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注：不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けずに製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）と軽油以外の炭化水素油（重油、灯油等）を混和して製造されたもの
- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素（重油、灯油等）

2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第11条 工事実績データ作成、登録

1 高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-5に基づき、受注者は工事請負金額500万円以上（単価契約の場合は登録不要）の全ての工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に受注・変更（工期、請負代金額、技術者）・完成・訂正時の工事実績データを登録しなければならない。

第12条 公共事業労務費調査に対する協力

- 1 本工事が佐川町の実施する公共事業労務費調査の対象工事になった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し高知県に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 2 調査票等を提出した事業所を佐川町が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事になった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就労規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

第13条 施工形態動向調査等に対する協力

1 本工事が佐川町の実施する施工形態動向調査等の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し佐川町に提出する等、必要な協力を行わなければならない。なお、調査費用は設計変更により計上することとする。

特記仕様書

第14条 再生資源利用（促進）計画書及び実施書の提出

- 1 受注者は、建設資材の利用量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式1）を建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の発生量・搬出量の大小に関わらず工事請負代金額が100万円以上の場合、再生資源利用促進計画書及び実施書（建設リサイクルガイドライン様式2）をCOBRISにより作成し、施工計画書と併せて提出しなければならない。
- 3 COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ（<https://www.recycle.jacic.or.jp>）より、利用申請等を行うことができる。
- 4 受注者は、再生資源利用（促進）計画書及び実施書を工事完了後1年間保存すること。

第15条 産業廃棄物管理票等の提出

- 1 受注者は、本工事に伴い発生する産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）について、廃棄物の清掃及び処理に関する法律（以下「廃掃法」という。）を遵守し、工期内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分、又は再生）を終了しなければならない。また、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認するとともに発注者にそのE票の確認を受けなければならない。
ただし、廃掃法を遵守したうえで、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、発注者が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとするが、最終処分終了後すみやかに発注者にその旨を報告しなければならない。この場合、受注者は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに発注者にそのB2票の確認を受けなければならない。また、最終処分終了後すみやかにE票の確認を受けなければならない。なお、廃掃法に定める電子情報処理組織を使用する場合は、監督職員と別途協議するものとする。

第16条 建設副産物対策（建設副産物処理の数量確認）

本工事において、現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から建設副産物を搬出する場合、受注者は、搬出時等に以下のいずれかの作業を行い撮影したデジタル写真（電子データ）等を設計数量の確認資料として、監督職員に提出等をするものとする。

（作業内容）

- (1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）の単位する場合

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（各積載重量別車両毎に1工程以上（以下「代表写真」という。））

②受注者は、①の全車両について処理施設に設置されているトラックスケールにて、重さを測定し、レシート等の記録を保管する。

③受注者は、監督職員に①の電子データを提出し、②の記録を提示する。

- (2) 建設副産物の処理数量を体積（「m³」）の単位とする場合下記(1)から3)のうち、いずれかの方法により確定する。

- 1) コンクリート殻、アスファルト殻及び土砂など地山の状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができるものは、地山測定による設計数量の確定をする。

受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載し（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）、工事黒板と荷姿、運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。（代表写真）

- 2) 前記「(1) 建設副産物の処理数量を重さ（「t」）により確認する場合」により重さを測定し、下記の換算係数を用いて体積を算出して設計数量を確定する。

- ・コンクリート塊（鉄筋）2.5 (t/m³)
- ・コンクリート塊（無筋）2.35 (t/m³)
- ・アスファルト塊 2.35 (t/m³)
- ・掘削土（土砂）1.8 (t/m³)
- ・掘削土（軟岩）2.2 (t/m³)
- ・掘削土（硬岩）2.5 (t/m³)

- 3) 地山状態または、建設発生木材（伐採木を含む）を山積みした状態等で体積確認ができずに、掘削や取壊しなどを行った場合は、現場外への搬出の際に以下により確認する。

①受注者は、建設副産物を現場内（現場外に仮置きした場合は積替保管場所）から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する（運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。）。
（全車写真）

②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。（全車写真）

特記仕様書

- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ④受注者は、監督職員に②③の電子データを提出する。
- (3) 受注者と処理施設との間の処理数量を「台数」による契約とする場合
- ①受注者は、建設副産物を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する(運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。)(全車写真)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるようリボンテープ等のスケールをあてデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- ③また、②の状態のまま運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(全車写真)
- (4) 建設副産物(伐採木等)を木材市場等に搬出する場合
- ①受注者は、木材を現場内(現場外に仮置きした場合は積替保管場所)から搬出する時に、工事黒板に運搬車のナンバー、出発時刻を記載する。
(木材市場等まで運搬を他者に委託する場合は、マニフェスト交付番号も記載する。ただし、伐採木の売却を目的とした伐採木の枝打ち、玉切り等の加工、選別をしたものは、マニフェスト交付番号の記載は必要ない。)
- ②受注者は、①の工事黒板と併せ、積荷の体積が確認できるよう運搬車のナンバーが写るよう運搬車後面のデジタル写真撮影をする。(代表写真)
- ③受注者は、監督職員に②の電子データを提出し、木材市場等の受入伝票等を提示する。

第17条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等

- 1 工事の施工について、監督職員の立会を要する工種は施工計画打合せにより定めるものとする。

第18条 施工管理

- 1 品質管理は「高知県工事技術管理要綱 品質管理基準」により実施し、行うものとする。

第19条 排出ガス対策型建設機械

- 1 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付建設省経機発第249号 最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)、排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(国土交通省告示第348号、平成18年3月17日)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定

要領(平成18年3月17日付国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明等により評価された排出ガス浄化装置を装着すること、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。また、請負金額(税込)が5千万円以下の工事については、未対策型建設機械を所有しており、新たな出費を強いられる等の理由がある場合は、施工計画打ち合わせ時に監督職員と協議し、止むを得ないと判断された場合は、未対策型建設機械を使用することができるものとする。

排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、電子納品の際に施工状況写真に格納すること。

機 種

- ・バックホウ
- ・トラクタショベル(車輪式)
- ・ブルドーザ
- ・発動発電機(可搬式)
- ・空気圧縮機(可搬式)
- ・油圧ユニット(次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの 油圧ハンマ、パイロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)
- ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
- ・ホイールクレーン(ラフテレーンクレーンを含む)

※対象はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。

第20条 交通誘導警備員の配置について

特記仕様書

1 交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法（昭和47年法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させてはならない。

ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できる者と監督職員が認めたものについては、この限りではないものとする。

2 交通誘導警備員Aが必要な交通誘導警備業務については、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を交通誘導警備業務を行う場所ごとに、1人以上配置することとする。

なお、配置する警備員の検定合格証の写しを事前に監督職員に提出し、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同資料を提出することとする。

3 交通誘導警備員Aが必要でない交通誘導警備業務については、警備業者の警備員であれば、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員である必要はない。

また、警備業者の警備員の配置が困難な場合は、別に定める手続きにより、警備業者の警備員によらず建設作業員等の他職種の者を交通誘導員として従事させることができることとする。なおその際、受注者は、交通誘導に関する安全教育を建設作業員等に行なったうえ、交通誘導員として専任させること。

4 交通誘導警備員の現場までの通勤が長時間となる場合は、事前に移動距離および移動時間が確認できる資料を提出し監督職員と協議を行うものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

第21条 設計図書の変更

1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第24条及び高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン（令和2年4月（高知県土木部））」によることとする。

第22条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第23条 「週休2日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）

1 本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事であり、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定している。実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」実施要領における受注者希型によるものとし、下記のホームページを参照すること。
佐川町ホームページ

(<https://www.town.sakawa.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=2919>)

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項 (説明書)

【工程関係】

1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・・・・無
2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・・・・・無
3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・・・・・無
4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・・・・・無
5. その他・・・・・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項 (説明書)

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・・・・・無

【安全対策関係】

1. 交通安全施設等の指定・・・・・・・・無

2. 近接する公共施設・・・・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・・・・無

3. 防護施設の必要・・・・・・・・落石・土砂崩落

切土の施工にあたっては、仮設防護柵を設置すること。(応急工事にて設置済み)

4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・・・・・無

5. 発破作業等の制限・・・・・・・・無

【工事用道路関係】

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項（説明書）

1. 一般道路を搬入路として使用する場合

(1) 経路、期限の制限・・・・・・・・無

(2) 使用中及び使用後の処置・・・・・・・・無

2. 仮設路を設置する場合

(1) 安全施設等の設置の必要・・・・・・・・無

(2) 工事終了後の措置・・・・・・・・撤去

(3) 維持及び補修の必要・・・・・・・・無

3. 一般道路の占用の必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項（説明書）

【仮設備関係】

1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・・・・・無

2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・・・・・無

3. 仮設備の設計条件・・・・・・・・無

【建設副産物関係】

1. 建設発生土の搬出・・・・・・・・有
 - (1) 搬出先の名称 (株)ハナサクコーポレーション
搬出先の所在地 高知県高岡郡佐川町乙227番地
運搬距離 5.7 km
その他 建設発生土の搬出先は、上記を予定している。
搬出先が変更となる場合は、設計変更の対象とする。
また、受注者の都合により搬出先を変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項（説明書）

3. 産業廃棄物の処理条件（*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと）

(1) 木くず

処理場所 東洋電化工業(株) 高知県高岡郡日高村本村334-1

処理方法（指定） 中間処理

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

(2) Con殻

処理場所 穀(株) 高知県高岡郡越知町横島東1645-1

処理方法（指定） 中間処理

処理場の受入条件

※上記については、「処理方法」は指定とするが、「処理場所」は、積算上の
条件明示であり指定事項ではない。

【公害対策関係】

1. 公害防止（騒音・振動・粉じん等）のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項（説明書）

2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・・・・・無

【工事支障物件関係】

1. 地上、地下等の支障物件・・・・・・・・無

2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・・・・・無

【排水工（濁水処理を含む）関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・・・・・無

施 工 条 件 明 示 書

工事番号 7 災

第16号

明示事項（説明書）

【その他】

1. 工事用資機材等の保管指定・・・・・・・・無

2. 工事現場発生品の処理指定・・・・・・・・無

3. 支給資材及び貸与品・・・・・・・・無

4. 工事用電力等の指定・・・・・・・・無

5. 交通誘導警備員の配置・・・・・・・・無

6. その他・・・・・・・・無

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費					
道路新設・改築					
道路改良					
道路土工					
掘削工					
掘削 セフティークライマー工法	式	1			明細表 第1号
積込(ルース)	式	1			明細表 第2号
残土処理工					
土砂等運搬	式	1			明細表 第3号
残土等処分	式	1			明細表 第4号

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
法面整形工					
法面整形(切土部) セーフティクライマー工法	式	1			明細表 第5号
法面工					
法枠工					
吹付枠	式	1			明細表 第6号
仮設工					
防護施設工					
切土及び発破防護柵	式	1			明細表 第7号
直接工事費計					
共通仮設費積上分					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費	式	1			
仮設材運搬費	式	1			明細表 第8号
準備費	式	1			
木根等処分費	式	1			明細表 第9号
共通仮設費率分	式	1			
共通仮設費計					
純工事費					
現場管理費	式	1			
現場管理費					
工事原価					

工 事 費 内 訳 表

費目・工種・細別等	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					
請負工事費					

明細表 第 3号
土砂等運搬

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土砂等運搬 標準 ,パ ック 山積0.8m3(平積0.6m3) ,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,DID区間無し,6.5km以下	m3	0			施工P 第 2 号
土砂等運搬 小規模 ,パ ック 山積0.13m3(平積0.1m3) ,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,DID区間無し ,9.0km以下	m3	0			施工P 第 3 号
整地 残土受入れ地での処理	m3	0			施工P 第 4 号
土砂等運搬 標準 ,パ ック 山積0.8m3(平積0.6m3) ,土砂(岩塊・玉石混り土含む) ,DID区間無し,6.5km以下	m3	120			施工P 第 2 号
1 式 当り					

明細表 第 4号
残土等処分

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分料 土砂	m3	0			処分費
処分料 土砂	m3	120			処分費
1 式 当り					

明細表 第 5号
法面整形(切土部)

明細表

セーフティクライマー工法

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
斜面整形工	㎡	1,120			単価表 第 5 号
1 式 当り					

明細表 第 7号
切土及び発破防護柵

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断 コンクリート舗装版, 15cm以下, しない<標準>(全ての費用)	m	0			施工P 第 5 号
舗装版破碎 コンクリート舗装版, 障害無し, 騒音振動対策不要, 15cm以下, 積込作業有り, しない<標準>(全ての費用)	m ²	0			施工P 第 6 号
側溝清掃車運搬 L=31.4 km	m ³	0			単価表 第 10 号
処分料 カッター汚泥 汚泥-1	t	0			処分費
殻運搬 舗装版破碎, 機械(騒音対策不要、厚15cm以下), DID区間無し, 11.5km以下, しない<標準>(全ての費用)	m ³	0			施工P 第 7 号
処分料 再資源化施設(無筋コンクリート) 再生骨材-21	m ³	0			処分費
床掘り 土砂, 上記以外(小規模), しない<標準>(全ての費用)	m ³	0			施工P 第 8 号
円形型枠 φ 400×6.3mm L=4.00m	本	0			
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第7号-009)参照	m ³	0			施工P 第 9 号
砂	m ³	0			

明細表 第 7号
 切土及び発破防護柵

明細表

名称・規格・条件	単位	数量	単価	金額	摘要
切土及び発破防護柵の設置・撤去 設置・撤去，油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型12～13t吊	m ²	0			単価表 第 11 号
切土及び発破防護柵の設置・撤去 撤去，油圧伸縮ｼﾞﾌﾞ型12～13t吊	m ²	108			単価表 第 14 号
H形鋼杭賃料(t当り) H形鋼250型，供用日数302日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法なし	t	0			単価表 第 15 号
H形鋼杭賃料(t当り) H形鋼250型，供用日数288日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法なし	t	0			単価表 第 17 号
H形鋼杭賃料(t当り) H形鋼250型，供用日数182日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法なし	t	3.73			単価表 第 19 号
鋼矢板賃料(t当り) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数302日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法あり	t	0			単価表 第 21 号
鋼矢板賃料(t当り) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数288日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法あり	t	0			単価表 第 23 号
鋼矢板賃料(t当り) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数182日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法あり	t	10.37			単価表 第 25 号
敷鉄板設置・撤去 設置・撤去	m ²	0			単価表 第 27 号
敷鉄板設置・撤去 撤去	m ²	37			単価表 第 29 号

明細表 第 7号
切土及び発破防護柵

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料(枚当り) 22×1524×3048 , 賃料計上 , 供用日数302 日, 整備費あり	枚	0			単価表 第 30 号
敷鉄板賃料(枚当り) 22×1524×3048 , 賃料計上 , 供用日数288 日, 整備費あり	枚	0			単価表 第 32 号
敷鉄板賃料(枚当り) 22×1524×3048 , 賃料計上 , 供用日数182 日, 整備費あり	枚	8			単価表 第 34 号
コンクリート 別紙、施工単価条件一覧表(明細表 第7号-024)参照	m ³	2			施工P 第 10 号
上層路盤(車道・路肩部) 再生粒度調整砕石 RM-30 , 100 mm, 1層施工 , しない<標準>(全ての費用)	m ²	22			施工P 第 11 号
コンクリート 小型構造物 , 人力打設 , 18-8-25 (20) (高炉)W/C=60%以下 , 一般養生 , 現場内小運搬無し , しない<標準>(全ての費用) , 小型車加算有り (4t車)その他の地区	m ³	2			施工P 第 12 号
1 式 当り					

明細表 第 9号
木根等処分費

明細表

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
倒木伐採・集積・積込	t	0			単価表 第 42 号
伐採木・土のう袋等運搬 往復運搬距離L=35.4 km, 4t積級	台	0			単価表 第 43 号
処分料 枝葉	t	0			処分費
伐採木・土のう袋等運搬 往復運搬距離L=58.6 km, 4t積級	台	0			単価表 第 44 号
処分料 根 木くず-16	t	0			処分費
天然生林伐採 胸高直径 10cm	本	1			
天然生林伐採 胸高直径 15cm	本	5			
伐採木・土のう袋等運搬 往復運搬距離L=35.4 km, 4t積級	台	1			単価表 第 43 号
処分料 木くず 枝	t	0.25			処分費
1 式 当り					

単価表 第 1号

アンカー設置・撤去工

単価表

(1)

金額：

内容：

1 箇所 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1.0			[1]
特殊作業員	人	4.0			[1]
普通作業員	人	2.0			[1]
さく岩機運転 ハンドリール 20kg級	日	1			
空気圧縮機運転 可搬式 エンジン駆動 超低騒音 排出ガス対策型 5.0～5.1m3	日	1			
裨節異形棒鋼 ロックボルトD32*2.0m めっき	本	2			
諸雑費 40 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
施行条件補正 設置距離：標準 斜面長50m以上120m未満 上記金額の30% (262,930*0.3)	式	1			
	(1	箇所 当り)
	(1	箇所 当り)

単価表 第 2号

地山掘削工

単価表

(100)

金額 :

内容 :

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.91			[1]
特殊作業員	人	1.82			[1]
クンファイター運転 KF-01 クローラ型 排出ガス対策型 山積0.16m3	日	0.91			[1]
ウインチ運転 巻上4.0t*8m/min 巻代20mm*650m	日	0.91			[1]
発動発電機運転 ディーゼルエンジン 排出ガス対策型 37/45kVA	日	0.91			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
施行規模補正 100m3以上200m3未満 上記金額の50%(339,000*0.5)	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)

単価表 第 3号

段跳工

単価表

(100)

金額 :

内容 :

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.40			[1]
特殊作業員	人	0.80			[1]
クンファイター運転 KF-01 クローラ型 排出ガス対策型 山積0.16m3	日	0.4			[1]
ウインチ運転 巻上4.0t*8m/min 巻代20mm*650m	日	0.4			[1]
発動発電機運転 ディーゼルエンジン 排出ガス対策型 37/45kVA	日	0.4			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)

単価表 第 4号

ウイング設置・撤去工

単価表

(1)

金額：

内容：

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1			[1]
特殊作業員	人	3			[1]
諸雑費 10 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(1	日 当り)
	(1	日 当り)

単価表 第 5号

斜面整形工

単価表

(100)

金額 :

内容 :

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.32			[1]
特殊作業員	人	0.63			[1]
クンファイター運転 KF-01 クローラ型 排出ガス対策型 山積0.16m3	日	0.32			[1]
ウインチ運転 巻上4.0t*8m/min 巻代20mm*650m	日	0.32			[1]
発動発電機運転 ディーゼルエンジン 排出ガス対策型 37/45kVA	日	0.32			[1]
諸雑費 12 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)

単価表 第 6号

ラス張工

単価表

(1)

金額：

内容：法面清掃：有，週休2日補正：補正しない

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吹付砕工(市場単価) ラス張工 法面清掃及びラス・アンカー・ピン設置	m ²	1			
諸雑費	式	1			
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** 施工規模 : 1000m ² 以上 時間的制約の有無 : 時間的制約:無					
法面清掃の有無 : 法面清掃:有 週休2日補正(標準の市場単価のみ) : 週休2日補正:補正しない					

単価表 第 7号

吹付砕工

単価表

(1)

金額：

内容：モルタル，300*300，週休2日補正:補正しない

1 m 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吹付砕工(市場単価) モルタル・コンクリート 梁断面 300×300	m	1			
諸雑費	式	1			
	(1	m 当り)
*** 施工条件 ***					
吹付区分	:モルタル				
梁断面	:300*300				
施工規模	:500m以上				
時間的制約の有無	:時間的制約:無				
週休2日補正(標準の市場単価のみ)	:週休2日補正:補正しない				

単価表 第 8号

水切りモルタル・コンクリート

単価表

(1)

金額：

内容：週休2日補正:補正しない

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
吹付砕工(市場単価) 水切りモルタル・コンクリート 加算額	m3	1			
諸雑費	式	1			
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 週休2日補正 : 週休2日補正:補正しない					

単価表 第 9号

機械播種施工による植生工

単価表

(1)

金額：

内容：植生基材吹付工，厚3cm，500m2以上1000m2未満，法枠内吹付，週休2日補正：補正しない

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
法面工(市場単価) 植生基材吹付工 厚3cm	m ²	1			
諸雑費	式	1			
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 ***					
工種	：植生基材吹付工				
吹付厚	：厚3cm				
施工規模	：500m2以上1000m2未満				
時間的制約の有無	：時間的制約：無				
法面垂直高	：法面垂直高45m以下				
吹付区分	：法枠内吹付				
週休2日補正(標準の市場単価のみ)	：週休2日補正：補正しない				

単価表 第 10号

側溝清掃車運搬

単価表

(100)

金額 :

内容 : L=31.4 km

1 m3 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	14.49			1×100/D
側溝清掃車運転	日	14.49			
諸雑費	式	1			
	(100	m3 当り)
	(1	m3 当り)
*** 施工条件 *** 運搬距離 : L=31.4 km					

単価表 第 11号

切土及び発破防護柵の設置・撤去

単価表

(100)

金額：

内容：設置・撤去，油圧伸縮ジブ型12～13t吊

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
切土及び発破防護柵の設置 油圧伸縮ジブ型12～13t吊	m ²	100			単価表 第 12 号
切土及び発破防護柵の撤去 油圧伸縮ジブ型12～13t吊	m ²	100			単価表 第 13 号
諸雑費	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** 施工区分 : 設置・撤去 ラフテレンクレーンの規格 : 油圧伸縮ジブ型12～13t吊					

単価表 第 12号

切土及び発破防護柵の設置

単価表

(100)

金額：

内容：油圧伸縮ゾブ型12～13t吊

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	1.43			[1] 1*100/D
とび工	人	1.43			[1] 1*100/D
普通作業員	人	2.86			[1] 2*100/D
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ゾブ型 12～13t吊 ホベレタ付き	日	1.43			1*100/D
高所作業車運転(仮設防護柵工)	日	1.43			
諸雑費 11 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** ラフテレンクレーンの規格 : 油圧伸縮ゾブ型12～13t吊					

単価表 第 13号

切土及び発破防護柵の撤去

単価表

(100)

金額：

内容：油圧伸縮ゾブ型12～13t吊

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.92			[1] 1*100/D
とび工	人	0.92			[1] 1*100/D
普通作業員	人	1.83			[1] 2*100/D
ラフテレンクレーン(市場価格) 油圧伸縮ゾブ型 12～13t吊 ホベレタ付き	日	0.92			1*100/D
高所作業車運転(仮設防護柵工)	日	0.92			
諸雑費 13 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** ラフテレンクレーンの規格 : 油圧伸縮ゾブ型12～13t吊					

単価表 第 14号

切土及び発破防護柵の設置・撤去

単価表

(100)

金額：

内容：撤去，油圧伸縮ジブ型12～13t吊

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
切土及び発破防護柵の撤去 油圧伸縮ジブ型12～13t吊	m ²	100			単価表 第 13 号
諸雑費	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 ***					
施工区分	: 撤去				
ラフテレンクレーンの規格	: 油圧伸縮ジブ型12～13t吊				

単価表 第 15号

H形鋼杭賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：H形鋼250型，供用日数302日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法なし

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼杭賃料(t) H形鋼250型，供用日数302日	t	1.0			単価表 第 16 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>H形鋼の種類 : H形鋼250型</p> <p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数302日</p> <p>修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり</p> <p>一現場での使用回数 : 1回使用</p> <p>補助工法の有無 : 補助工法なし</p> <p>H形鋼の整備費の規格 : H形鋼250型</p>					

単価表 第 16号

H形鋼杭賃料(t)

単価表

(1)

金額：

内容：H形鋼250型，供用日数302 日

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼 250型 [71.8kg/m] 7～12箇月	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** H形鋼の種類 : H形鋼250型 供用日数 : 供用日数302 日					

単価表 第 17号

H形鋼杭賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：H形鋼250型，供用日数288 日，修理費及び損耗費あり，1 回使用，補助工法なし

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼杭賃料(t) H形鋼250型，供用日数288 日	t	1.0			単価表 第 18 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>H形鋼の種類 : H形鋼250型</p> <p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数288 日</p> <p>修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり</p> <p>一現場での使用回数 : 1 回使用</p> <p>補助工法の有無 : 補助工法なし</p> <p>H形鋼の整備費の規格 : H形鋼250型</p>					

単価表 第 19号

H形鋼杭賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：H形鋼250型，供用日数182日，修理費及び損耗費あり，1回使用，補助工法なし

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼杭賃料(t) H形鋼250型，供用日数182日	t	1.0			単価表 第 20 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 ***					
H形鋼の種類		: H形鋼250型			
継続工事の有無		: 継続工事なし			
当該工事の供用日数		: 供用日数182日			
修理費及び損耗費計上の有無		: 修理費及び損耗費あり			
一現場での使用回数		: 1回使用			
補助工法の有無		: 補助工法なし			
H形鋼の整備費の規格		: H形鋼250型			

単価表 第 20号

H形鋼杭賃料(t)

単価表

(1)

金額：

内容：H形鋼250型，供用日数182 日

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
H形鋼 250型 [71.8kg/m] 7～12箇月	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** H形鋼の種類 : H形鋼250型 供用日数 : 供用日数182 日					

単価表 第 21号

鋼矢板賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数302 日，修理費及び損耗費あり，1 回使用，補助工法あり

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼矢板賃料(t) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数302 日	t	1.0			単価表 第 22 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>鋼矢板の種類 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p> <p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数302 日</p> <p>修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり</p> <p>一現場での使用回数 : 1 回使用</p> <p>補助工法の有無 : 補助工法あり</p> <p>鋼矢板の整備費の規格 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p>					

単価表 第 23号

鋼矢板賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数288 日, 修理費及び損耗費あり ,1 回使用, 補助工法あり

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼矢板賃料(t) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数288 日	t	1.0			単価表 第 24 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>鋼矢板の種類 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p> <p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数288 日</p> <p>修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり</p> <p>一現場での使用回数 : 1 回使用</p> <p>補助工法の有無 : 補助工法あり</p> <p>鋼矢板の整備費の規格 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p>					

単価表 第 24号

鋼矢板賃料(t)

単価表

(1)

金額：

内容：本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数288 日

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼矢板 [本矢板](防護柵用) 2型 [48kg/m] 7~12箇月	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 鋼矢板の種類 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用) 供用日数 : 供用日数288 日					

単価表 第 25号

鋼矢板賃料(t当り)

単価表

(1)

金額：

内容：本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数182 日，修理費及び損耗費あり，1 回使用，補助工法あり

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼矢板賃料(t) 本矢板Ⅱ型(防護柵用)，供用日数182 日	t	1.0			単価表 第 26 号
修理費及び損耗費	t	1.0			(n+1)/2
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>鋼矢板の種類 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p> <p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数182 日</p> <p>修理費及び損耗費計上の有無 : 修理費及び損耗費あり</p> <p>一現場での使用回数 : 1 回使用</p> <p>補助工法の有無 : 補助工法あり</p> <p>鋼矢板の整備費の規格 : 本矢板Ⅱ型(防護柵用)</p>					

単価表 第 27号

敷鉄板設置・撤去

単価表

(100)

金額：

内容：設置・撤去

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.3			[1] 1×100/D
とび工	人	0.3			[1] 1×100/D
普通作業員	人	0.3			[1] 1×100/D
バックホリ運転(敷鉄板設置・撤去工)	日	0.3			[1] 単価表 第 28 号
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 設置・撤去					

単価表 第 28号

バックホウ運転(敷鉄板設置・撤去工)

単価表

(1)

金額:

内容:

1 日 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)	人	1			
軽油 一般用 バックホウ給油	リットル	119			
バックホウ(クレーン機能付)(市場価格) クローラ型 山積0.8m3・2.9t吊	供用日	1.06			
諸雑費	式	1			
	(1	日 当り)

単価表 第 29号

敷鉄板設置・撤去

単価表

(100)

金額：

内容：撤去

1 m² 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役	人	0.14			[1] 1×100/D
とび工	人	0.14			[1] 1×100/D
普通作業員	人	0.14			[1] 1×100/D
バックホリ運転(敷鉄板設置・撤去工)	日	0.14			[1] 単価表 第 28 号
諸雑費 1 % 対象額は摘要欄[1]の計	式	1			
	(100	m ² 当り)
	(1	m ² 当り)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 撤去					

単価表 第 30号

敷鉄板賃料(枚当り)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，賃料計上，供用日数302日，整備費あり

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料(枚) 22×1524×3048，供用日数302日	枚	1			単価表 第 31 号
敷鉄板 22×1524×3048 整備費	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類 : 22×1524×3048 計上区分 : 賃料計上					
継続工事の有無 : 継続工事なし 当該工事の供用日数 : 供用日数302日 整備費の有無 : 整備費あり					

単価表 第 31号

敷鉄板賃料(枚)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，供用日数302 日

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板 22×1524×3048 7～12箇月	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類 : 22×1524×3048 供用日数 : 供用日数302 日					

単価表 第 32号

敷鉄板賃料(枚当り)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，賃料計上，供用日数288日，整備費あり

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料(枚) 22×1524×3048，供用日数288日	枚	1			単価表 第 33 号
敷鉄板 22×1524×3048 整備費	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類 : 22×1524×3048 計上区分 : 賃料計上					
継続工事の有無 : 継続工事なし 当該工事の供用日数 : 供用日数288日 整備費の有無 : 整備費あり					

単価表 第 33号

敷鉄板賃料(枚)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，供用日数288 日

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板 22×1524×3048 7～12箇月	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類 : 22×1524×3048 供用日数 : 供用日数288 日					

単価表 第 34号

敷鉄板賃料(枚当り)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，賃料計上，供用日数182日，整備費あり

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板賃料(枚) 22×1524×3048，供用日数182日	枚	1			単価表 第 35 号
敷鉄板 22×1524×3048 整備費	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
<p>*** 施工条件 ***</p> <p>敷鉄板の種類 : 22×1524×3048</p> <p>計上区分 : 賃料計上</p>					
<p>継続工事の有無 : 継続工事なし</p> <p>当該工事の供用日数 : 供用日数182日</p> <p>整備費の有無 : 整備費あり</p>					

単価表 第 35号

敷鉄板賃料(枚)

単価表

(1)

金額：

内容：22×1524×3048，供用日数182 日

1 枚 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷鉄板 22×1524×3048 7～12箇月	枚	1			
諸雑費	式	1			
	(1	枚 当り)
*** 施工条件 *** 敷鉄板の種類 : 22×1524×3048 供用日数 : 供用日数182 日					

単価表 第 36号

仮設材等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，20kmまで，往復

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，20kmまで	t	1			単価表 第 37 号
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 20kmまで					
深夜早朝(22:00~5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 往復					

単価表 第 37号

仮設材等運搬(基本運賃料金)

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，20kmまで

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼材運送20kmまで 製品長12m以内	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 20kmまで					

単価表 第 38号

積込み, 取卸し費(仮設材等)

単価表

(1)

金額:

内容: 積込み, 取卸し(往復分)

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等の積込み, 取卸し費 積込み, 取卸し(往復分)	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 積込み, 取卸し(往復分)					

単価表 第 39号

仮設材等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，20kmまで，片道

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等運搬(基本運賃料金) 12m以内，20kmまで	t	1			単価表 第 40 号
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 20kmまで					
深夜早朝(22:00~5:00)割増の有無 : 深夜早朝割増:無 運搬区分 : 片道					

単価表 第 40号

仮設材等運搬(基本運賃料金)

単価表

(1)

金額：

内容：12m以内，20kmまで

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
鋼材運送20kmまで 製品長12m以内	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 仮設材等の製品長 : 12m以内 片道運搬距離 : 20kmまで					

単価表 第 41号

積込み, 取卸し費(仮設材等)

単価表

(1)

金額:

内容: 積込み, 取卸し(片道分)

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
仮設材等の積込み, 取卸し費 積込み, 取卸し(片道分)	t	1			
諸雑費	式	1			
	(1	t 当り)
*** 施工条件 *** 作業区分 : 積込み, 取卸し(片道分)					

単価表 第 42号

倒木伐採・集積・積込

単価表

(25.950)

金額：

内容：

1 t 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
普通作業員	人	14			
オペレーター	人	6			
3tBH(レンチャー付き)	日	2			
4tBH(レンチャー付き)	日	8			
諸雑費	式	1			
	(25.95	t 当り)
	(1	t 当り)

単価表 第 43号

伐採木・土のう袋等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：往復運搬距離L=35.4 km, 4t積級

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転(伐採木・土のう袋等運搬) 4t積級	時間	1.18			
諸雑費	式	1			
	(1	台 当り)
*** 施工条件 *** 往復運搬距離 : 往復運搬距離L=35.4 km ダンプトラックの規格 : 4t積級 タイヤ損耗条件 : 良好					

単価表 第 44号

伐採木・土のう袋等運搬

単価表

(1)

金額：

内容：往復運搬距離L=58.6 km, 4t積級

1 台 当り

名称・規格・条件	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ダンプトラック運転(伐採木・土のう袋等運搬) 4t積級	時間	1.95			
諸雑費	式	1			
	(1	台 当り)
*** 施工条件 *** 往復運搬距離 : 往復運搬距離L=58.6 km ダンプトラックの規格 : 4t積級					
タイヤ損耗条件 : 良好					

施工単価条件一覧表

名称・規格・条件

明細表 第7号-009 コンクリート

無筋・鉄筋構造物，コンクリートポンプ車打設，18-8-40(高炉)W/C=60%以下，10m³/日以上100m³/日未満，一般養生，圧送管延長無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(4t車)その他の地区

明細表 第7号-024 コンクリート

無筋・鉄筋構造物，人力打設，18-8-25(20)(高炉)W/C=60%以下，一般養生，現場内小運搬無し，しない<標準>(全ての費用)，小型車加算有り(4t車)その他の地区

諸 経 費 計 算 情 報

単価適用年月日	令和 7年 8月27日
単価適用地区	中央西土木事務所 2地区(中部地区)
工種区分	道路改良工事
ICT補正（3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理）	補正しない
技術者間接費の計上有無	計上しない
機器単体費の計上有無	計上しない
施工地域・工事場所区分の補正（共通仮設費）	一般交通影響有り（2）－2
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
施工地域・工事場所区分の補正（現場管理費）	一般交通影響有り（2）－2
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
前払金支出割合	35%を超える（1.00）
契約保証に係る補正	金銭的保証
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定しない
現場環境改善費の計上有無	計上しない

